

介護保険利用のしおり



佐 用 町

令和5年7月版

目 次

◆地域包括支援センター	1
◆介護保険のしくみ	2
◆介護保険料	4
◆介護予防・日常生活支援事業(総合事業)	9
◆介護保険サービス利用の手順	9
◆要介護認定の手順	10
◆利用者の負担	12
◆サービスの種類	
◇在宅サービス	16
◇福祉用具を利用するサービス	19
◇住宅環境を整備するサービス	20
◇地域密着型サービス	21
◇施設サービス	23
◇総合事業	24
◆町内の主なサービス事業所の紹介	26

介護保険・高齢者のサービスに関する問い合わせ先

高年介護課 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1 (西館1階)

◇ 高年介護室 ☎ 0790-82-2079 Fax 0790-82-0144

- ・ 介護認定、認定結果、保険証に関すること
- ・ 介護保険料に関すること
- ・ 介護保険給付に関すること
- ・ 介護サービスに関する苦情や相談に関すること
- ・ 高齢者福祉サービスに関すること

◇ 地域包括支援センター

☎ 0790-82-2079 Fax 0790-82-0144

* 詳細は次ページ

地域包括支援センターではこんなことを行います

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、
住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。

介護予防ケアマネジメント

要支援に認定された方のケアプランを作成したり、介護や支援が必要となるおそれのある人へ介護予防プログラムへの参加を支援したりします。

権利擁護

高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害を、関係機関と連携して防止します。



総合相談支援

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や解決のための支援をします。

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへ助言や支援を行います。

今後は主に次の分野に力を入れることで、住みやすい地域をつくっていきます。

- 高齢者支援と社会基盤の整備を推進する地域ケア会議の充実
- 医療と介護が連携して、在宅の支援をする在宅医療・介護の連携の推進
- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の整備
- 地域で支えあう体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの配置 など

ケアマネジャー(介護支援専門員)って？

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

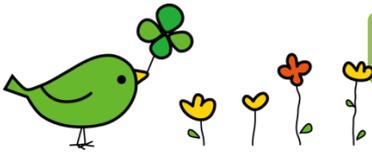
- ◇ 利用者や家族の相談に応じアドバイスをします
- ◇ 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します
- ◇ サービス事業者との連絡、調整をします
- ◇ 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します



居宅介護支援事業者って？

都道府県の指定を受け、ケアマネジャーを配置している事業者です。

- ◇ 要介護認定の申請の代行をします。
- ◇ ケアプランの作成を依頼するときの窓口となります
- ◇ サービス提供機関と連絡・調整をします

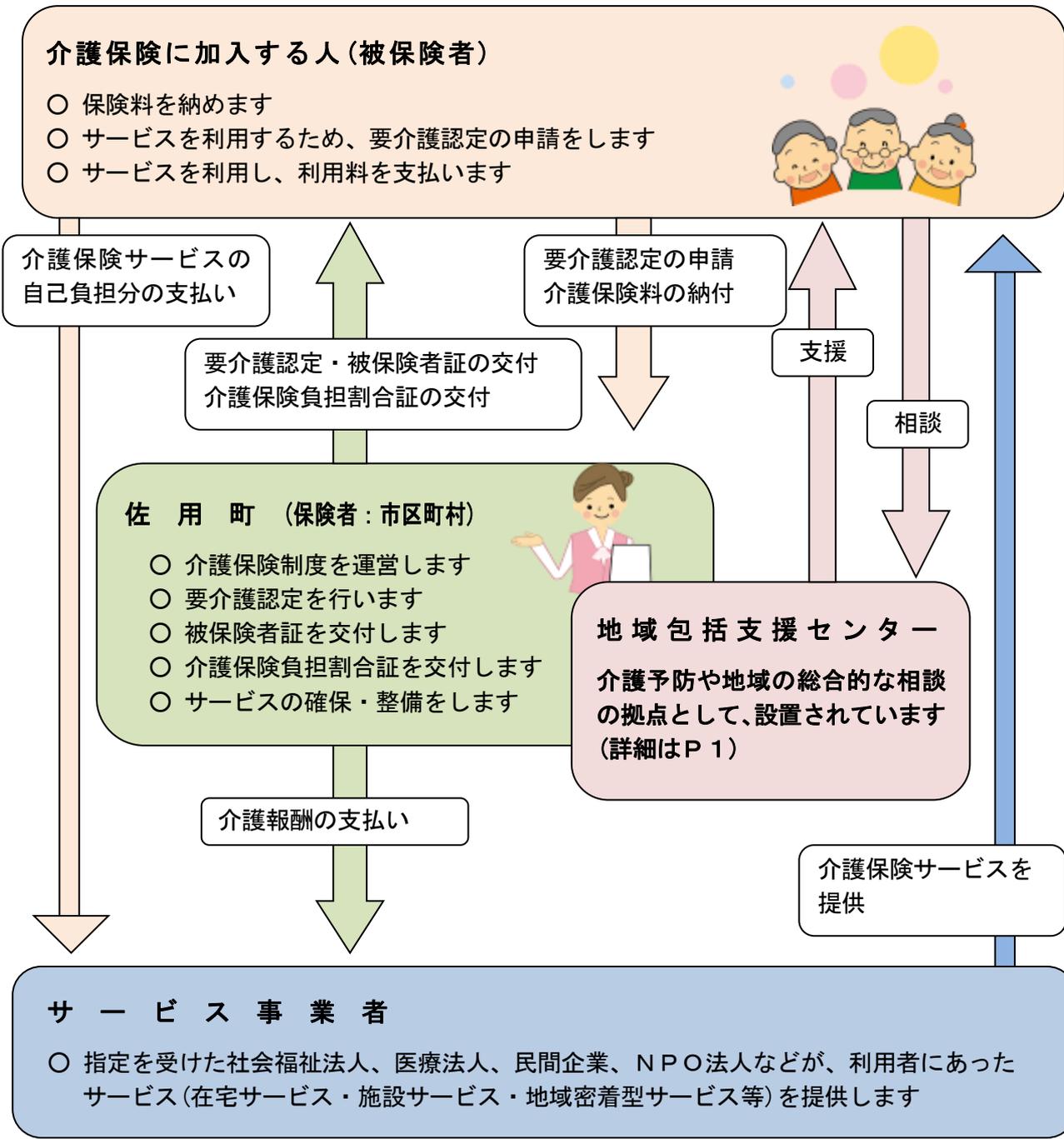


介護保険のしくみ

介護保険はみんなでささえあう制度です

介護保険のしくみについて

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険に加入する人(被保険者)



40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

介護や支援が必要と認められた場合、介護保険のサービスが利用できます。

第1号被保険者 ← 65歳以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者の不法行為が原因で介護保険を利用する場合は、町へ届出が必要です。示談前に町の担当窓口へご連絡ください。

(医療保険に加入している人)

第2号被保険者 ← 40歳以上65歳未満の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

特定疾病(加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病)

●がん

〔医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る〕

●関節リウマチ

きんいしゆくせいそくさくこうかしょう

●筋萎縮性側索硬化症

こうじゅうじんたいこっかしょう

●後縦靭帯骨化症

こっせつ ともなうこつそしょうしょう

●骨折を伴う骨粗鬆症

しょううき にんちしょう

●初老期における認知症

しんこうせいかくじょうせい ま ひ だいのうひしつ

●進行性核上性麻痺、大脳皮質

きていかくへんせいしょう
基底核変性症およびパーキンソン病

●脊髄小脳変性症

せきずいしょうのうへんせいしょう

せきちゅうかんきょうさくしょう

●脊柱管狭窄症

そうろうしょう

●早老症

たけいとういしゆくしょう

●多系統萎縮症

とうようびょうしんけいせいしょうがい とうようびょうせい

●糖尿病神経性障害、糖尿病性

じんしょう とうようびょうせいもうまくしょう

腎症および糖尿病性網膜症

のうけつかんしつかん

●脳血管疾患

へいそくせいどうみやくこうかしょう

●閉塞性動脈硬化症

まんせいへいそくせいはいしつかん

●慢性閉塞性肺疾患

りょうそく しつかんせつ こかんせつ いちじる

●両側の膝関節または股関節に著しい

へんけい ともな へんけいせいいかんせつしょう

変形を伴う変形性関節症

□ 介護保険の保険証(介護保険被保険者証) 介護保険の加入者に交付されます。

○ 65才に到達する月に交付されます。

○ 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合に交付されます。

□ 介護保険負担割合証 介護保険の認定を受けている人に交付されます。

サービスを利用するときの利用者負担の割合(所得により1割~3割に分かれます)が記載されています。

○ 有効期間は1年間(8月~翌年7月)です。

介護保険料

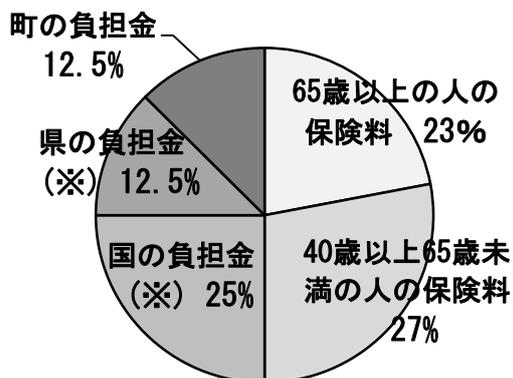


保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のおなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のおなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスが利用できるしくみです。



← 半分が保険料でまかなわれています



(※) 施設給付の場合は、国 20%・県 17.5%

介護保険料を滞納すると・・・

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービスを利用するときの費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納する

サービスを利用するときの費用の全額を利用者が負担します。申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることがあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するとき利用者が負担が4割になったり、高額介護（介護予防）サービス費が受けられなくなったりします。

※ 災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに町の担当窓口までご相談ください。

40歳以上 65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

保険料の決め方と納め方



国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

介護
保険料

=

所得割

第2号被
保険者の
所得に応
じて計算

+

均等割

世帯の第2
号被保険者
数に応じて
計算

+

平等割

第2号被保険者
の属する世帯で
1世帯につきい
くらと計算

- ※ 介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。
- ※ 保険料と同額の国庫からの負担があります。 ※ 市区町村によって組み合わせが異なります。

納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。



職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

介護
保険料

=

給与及び賞与

×

介護保険料率

- ※ 原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与及び賞与から徴収されます。
※ 40歳～65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に収める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人々の保険料は、市区町村で介護保険サービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

$$\begin{array}{l} \text{基準額} \\ \text{6,900円} \\ \text{(月額)} \end{array} = \frac{\text{佐用町で見込まれる給付費総額等} \times \text{65歳以上の保険料割合 (23\%)}}{\text{佐用町の第1号被保険者数}} \div 12 \text{か月}$$

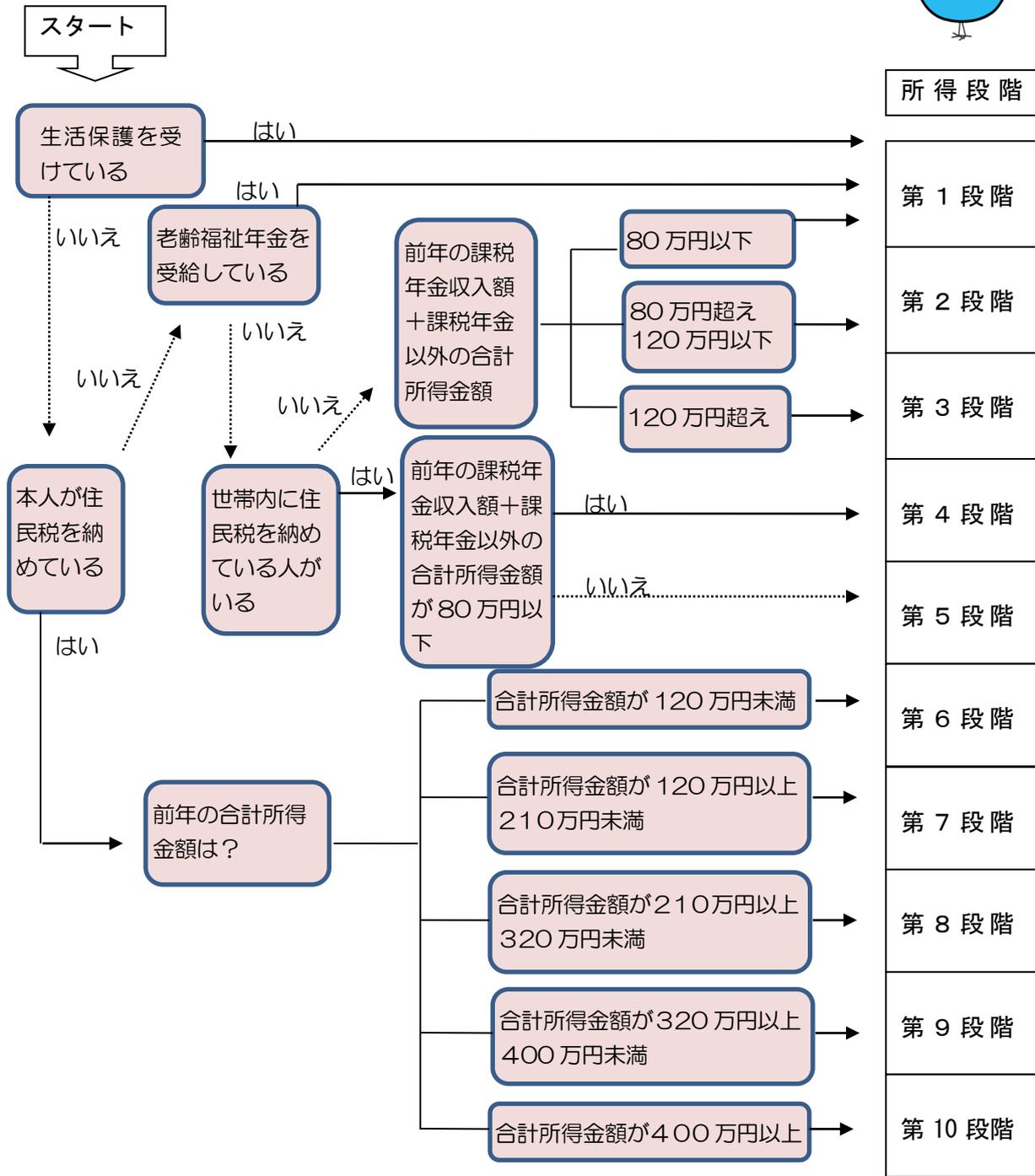
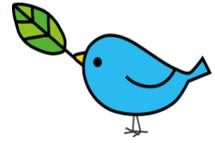
○ 第8期中（令和3～5年度）の第1号被保険者（65歳以上の人）の所得段階別介護保険料

区分	対象者		割合	月額	年額
	世帯	本人所得等			
第1段階	非課税世帯	生活保護者受給者又は老齢福祉年金受給者 （公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額）が80万円以下	基準額×0.5 (基準額×0.3)	3,450円 (2,070円)	41,400円 (24,840円)
第2段階		（公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額）が80万円超120万円以下	基準額×0.62 (基準額×0.37)	4,278円 (2,553円)	51,336円 (30,636円)
第3段階		（公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額）が120万円超	基準額×0.75 (基準額×0.7)	5,175円 (4,830円)	62,100円 (57,960円)
第4段階	課税者あり	本人非課税 （公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額）が80万円以下	基準額×0.83	5,727円	68,724円
第5段階		本人非課税 （公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額）が80万円超	基準額	6,900円	82,800円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	8,280円	99,360円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	8,970円	107,640円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	10,350円	124,200円
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.6	11,040円	132,480円
第10段階		合計所得金額が400万円以上	基準額×1.75	12,075円	144,900円

※（ ）内は軽減措置後の割合、金額を表示しています。

- ★ 老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- ★ 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ★ その他の合計所得金額：合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額（公的年金等に係る雑所得）を除いた金額です。

あなたの介護保険料の所得段階は？



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。
65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。

年金が年額18万円以上の人 ⇒ 年金から差し引き（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

	仮徴収			本徴収		
年金支給額	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

□ 次のような場合、年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

- ・ 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・ 他の市町村から転入した場合
- ・ 年度途中で年金（老齢〈退職〉年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- ・ 収入申告のやり直しで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・ 年金が一時差し止めになった場合

・・・など



年金が年額18万円未満の人 ⇒ 納付書・口座振替（普通徴収）

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。年間の保険料を8回〔7月（第1期）・8月（第2期）・9月（第3期）・10月（第4期）・11月（第5期）・12月（第6期）・1月（第7期）・2月（第8期）〕に分けて納めていただきます。

□ 保険料納付は、口座振替が便利です

便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。口座振替をご希望の方は手続きをお願いします。

※ 申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります。



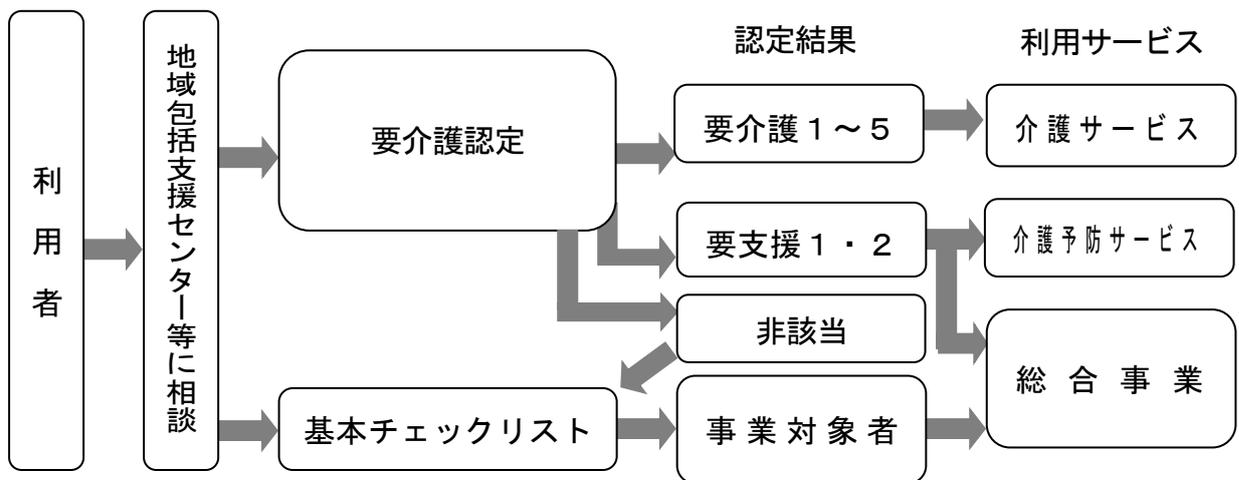
介護予防・日常生活支援事業について (以下「総合事業」と表記します。)

総合事業は、町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

総合事業には介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つのサービスがあります。介護予防・生活支援サービス事業は、「介護予防訪問介護」（平成28年度まで介護予防給付としてサービス提供してきた）と「介護予防通所介護」があります。また、新たなサービスとして、高齢者が地域との繋がりを維持し、きめ細かな支援を受け、地域で支え合う体制を構築するため、元気な高齢者が地域において、簡単な掃除・ごみ出し・洗濯・買物等の家事援助を行う「まごころサービス」を実施しています。（事業の詳細はP25）

また、一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者を対象として、高齢者の方が自ら自主的に生活機能の維持・向上のために、介護予防活動に取り組めるよう支援します。「いきいき百歳体操」や「頭と体の健康教室」などがあります。（事業の詳細はP25）

介護保険サービス利用の手順



介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略（基本チェックリストで判断）して、介護予防・生活支援サービス事業対象者^{※1}とし、迅速なサービスの利用が可能となります。ただし、第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定申請を行う必要があります。

基本チェックリストは、身体状況などに関する25項目の質問により、介護が必要な状態を判定するものです。

※1 事業対象者とは、65歳以上の者で、心身の状況、その置かれている環境その他の状況から要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要がある（従前の要支援認定相当）者と「基本チェックリスト」の実施により判定された者をいいます。ただし、事業対象者が利用できるサービスについては、介護予防ケアマネジメントに基づいて利用することとなります。



要介護認定の手順



1 要介護(要支援)認定の申請

- サービスの利用を希望する場合は佐用町に申請してください。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。
- 申請に必要なもの
 - ◇ 要介護・要支援認定申請書、認定調査連絡票、介護保険被保険者証（第2号被保険者の場合は健康保険被保険者証）
 - ※ かかりつけの医療機関名や主治医のお名前などをお聞きます。

2 認定調査

- 調査員が自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族から聞き取り調査をします。
- ※ 全国共通の調査票が使われます。



主治医意見書

- 利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。
- ※ 町から医療機関へ依頼します。

3 審査・判定

- コンピュータ判定【第一次判定】
公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。
- 介護認定審査会【第二次判定】
町が任命する保健・医療・福祉の専門家が ①上記のコンピュータ判定の結果【第一次判定】 ②調査票に盛り込めない特記事項 ③主治医意見書をもとに総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



4 認定・通知

- 介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が認定され、その結果を通知します。

要介護1～5
生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

介護保険の介護サービスが利用できます。

要支援1・2
要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人などです。

介護保険の介護予防サービスと総合事業(P24)が利用できます。

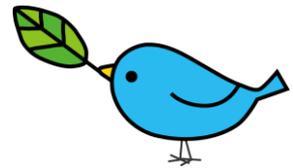
非該当
生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある人です。

介護保険のサービスは利用できませんが、総合事業と一般介護予防事業等が利用できます。(P24)

- 結果が記載された「認定結果通知書」と一緒に「介護保険被保険者証」、「介護保険負担割合証」が届きます。

※ 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合(P24)は、要介護認定等を省略(「基本チェックリスト」で判断)して、介護予防・生活支援サービス事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能となります。

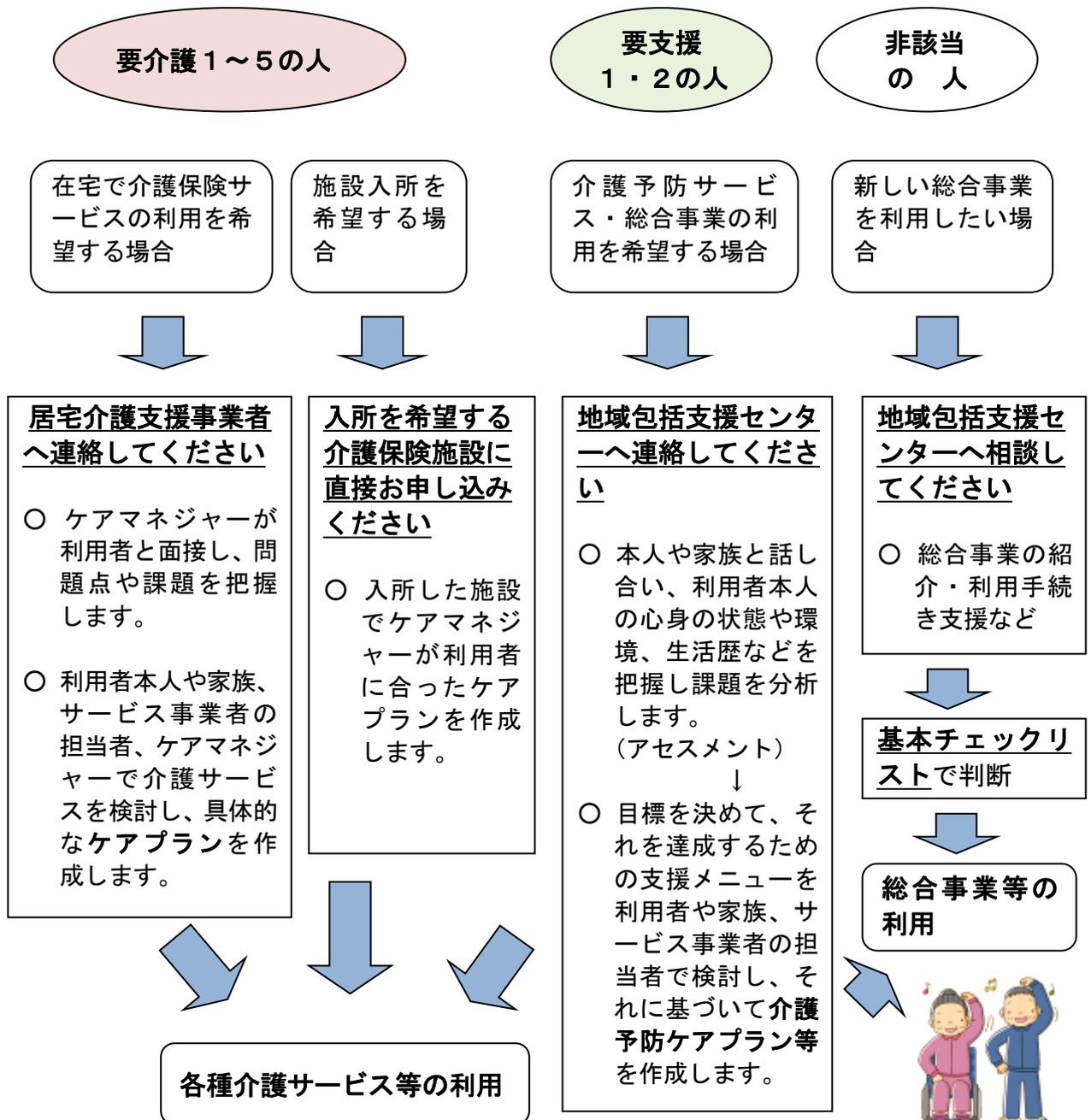
どんな介護や支援が必要か確認しましょう



ケアプラン、介護予防ケアプランを作成します

5 ケアプラン作成

- どんなサービスをどのくらい利用するかという「ケアプラン」「介護予防ケアプラン」の作成を依頼します。
- ※ ケアプランの相談・作成にかかる利用者負担はありません。
(全額介護保険で負担します)



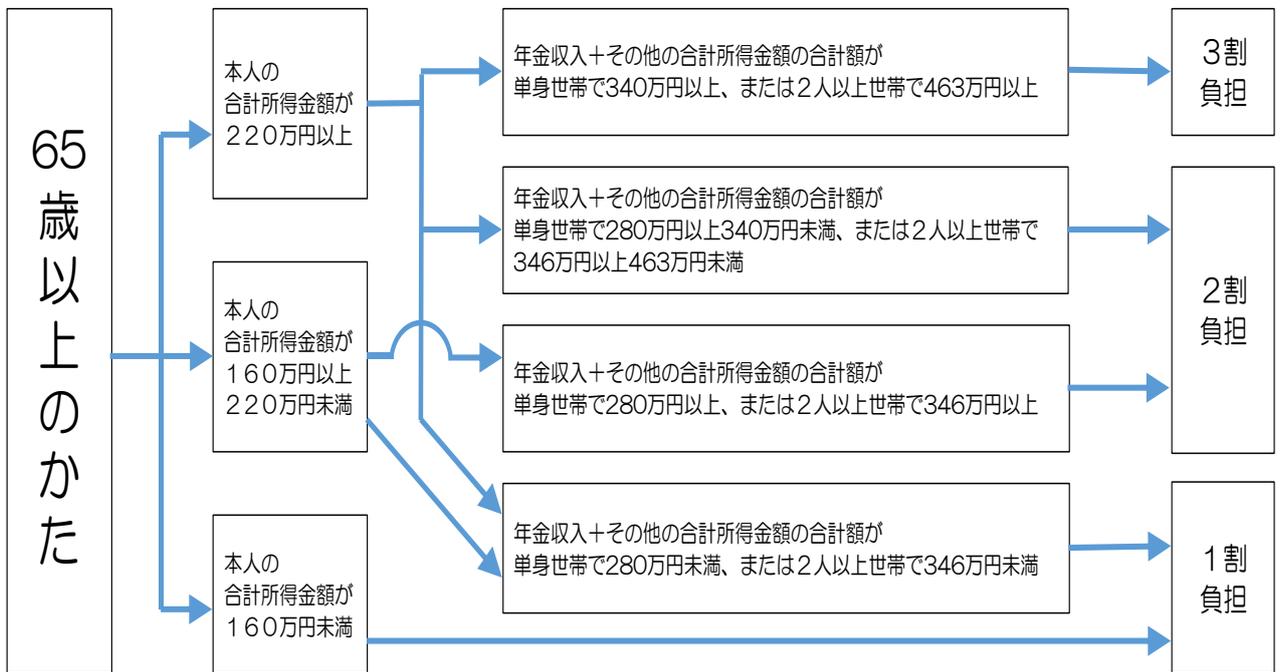


利用者の負担

費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。利用者負担の割合は、所得等により異なります。

3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が 220 万円以上 ②同一世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合 340 万円以上、2人以上世帯の場合 463 万円以上
2割	「3割」に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が 160 万円以上 ②同一世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合 280 万円以上、2人以上世帯の場合 346 万円以上
1割	上記以外の人 （住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担）



在宅サービスの費用

○ 在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用した場合には、利用者負担は1割（一定以上所得者は1割から3割）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

1か月の在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



※ 上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）

←	実際に利用した額180,000円	→	
←	支給限度額167,650円	→	→12,350円

利用者負担額 = 1割負担16,765円 + 支給限度額を超えた分12,350円
= **29,115円**

支給限度額が適用されないサービス

※内容によっては支給限度額が適用される場合もあります。

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

負担が高額になったとき

在宅サービス・施設サービス共通



□ 介護保険の利用者負担が高額になったとき

- 同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

■ 利用者負担の上限(1か月) 令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
○年収約 1,160 万円以上	(世帯) 140,100 円
○年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満	(世帯) 93,000 円
○年収約 383 万円以上約 770 万円未満	(世帯) 44,400 円
○ 一般世帯	(世帯) 44,400 円
○ 住民税世帯非課税	(世帯) 24,600 円
○ 合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	(個人) 15,000 円
○ 老齢福祉年金の受給者	
○ 生活保護の受給者	(個人) 15,000 円
○ 利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	(世帯) 15,000 円

★ 課税所得：総所得額金額から医療費控除等の各種控除をした後の金額です。

□ 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

- 介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます。(高額医療・高額介護合算制度)。

介護保険と医療保険それぞれの月の限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときには、申請により超えた分が後から支給されます。



◇ 高額医療・高額介護合算制度の負担限度額 (年額/8月～翌年7月)

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	70～74歳 の人がい る世帯	後期高齢者医療制 度で医療を受ける 人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※ 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。同じ世帯内において医療保険が異なる場合は合算できません。支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

施設サービスの費用



○ 介護保険施設に入所した場合は、下記の①～④が利用者の負担となります。

① サービス費用の
1割から3割



+

② 食費



+

③ 居住費等



+

④ 日常生活費

● 身の回り品の費用
● 教養娯楽費など

○ 短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。

○ 上記のうち ②食費と③居住費等の利用者負担は、施設と利用者間で契約により決められますが、水準となる額（基準費用額）が定められています。

【基準費用額：施設における食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額】

□ 食費 : 1,445円 (1日当り)

□ 居住費等

ユニット型個室 : 2,006円

ユニット型準個室 : 1,668円

従来型個室 : 1,668円 (介護老人福祉施設・短期入所生活介護は1,171円)

多床室 : 377円 (介護老人福祉施設・短期入所生活介護は855円)

□ 低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

○ 低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。(＝特定入所者介護サービス費等)

注意：下表の要件に該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は受けることができます。

■対象者の要件

負担段階	対象者			
第1段階	○本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、 ○生活保護受給者			
第2段階	世帯の全員 (世帯分離 している配 偶者を含 む)が住民 税非課税	本人の年金 収入額(非 課税年金を 含む)＋そ の他の合計 所得金額	80万円以下	預貯金等の合計が650万円※以下
第3段階①			80万円超120万円以下	預貯金等の合計が550万円※以下
第3段階②			年額120万円超	預貯金等の合計が500万円※以下

※夫婦の場合は+1000万円

■食費と居住費の費用負担額

利用者負担段階	食費		居住費等の負担限度額			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第1段階	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※ 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は()内の金額となります。



サービスの種類

利用できるサービス

- サービスを利用した時の利用者負担は、記載しているサービス費用のめやすの1割から3割です。
- サービスの内容や地域による加算、居住費等、食費、日常生活費がかかる場合があります。

在宅サービス



◇ 訪問を受けて利用するサービス

(サービス費+特別地域訪問加算 +15%が必要)

訪問介護 (ホームヘルプ)

要介護1～5の人	
ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。	
□ サービス費用のめやす	
身体介護 (20分以上 30分未満の場合)	⇒ 2,500円
生活援助 (20分以上 45分未満の場合)	⇒ 1,830円
通院のための乗車または降車の介助	⇒ 990円
※ 移送にかかる費用は別途自己負担	

訪問リハビリテーション

要介護1～5の人	要支援1・2の人
居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを利用します。	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、短期集中的なリハビリテーションを利用します。
□ サービス費用のめやす (1回につき) ⇒ 3,070円	□ サービス費用のめやす (1回につき) ⇒ 3,070円

訪問看護

要介護1～5の人	要支援1・2の人
疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。	疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。
□ サービス費用のめやす	□ サービス費用のめやす
訪問看護ステーションからの場合 (20分以上～30分未満の場合) ⇒ 4,700円	訪問看護ステーションからの場合 (20分以上 30分未満の場合) ⇒ 4,500円
病院または診療所からの場合 (20分以上 30分未満の場合) ⇒ 3,980円	病院または診療所からの場合 (20分以上 30分未満の場合) ⇒ 3,810円

◇ 施設に短期間入所して受けるサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護1～5の人	要支援1・2の人
介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
<input type="checkbox"/> サービス費用のめやす（1日につき） 併設型・多床室の場合 要介護1 ⇒ 5,960円 要介護2 ⇒ 6,650円 要介護3 ⇒ 7,370円 要介護4 ⇒ 8,060円 要介護5 ⇒ 8,740円	<input type="checkbox"/> サービス費用のめやす（1日につき） 併設型・多床室の場合 要支援1 ⇒ 4,460円 要支援2 ⇒ 5,550円

短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護1～5の人	要支援1・2の人
介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。	介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。
<input type="checkbox"/> サービス費用のめやす（1日につき） 多床室の場合 要介護1 ⇒ 8,270円 要介護2 ⇒ 8,760円 要介護3 ⇒ 9,390円 要介護4 ⇒ 9,910円 要介護5 ⇒ 10,450円	<input type="checkbox"/> サービス費用のめやす（1日につき） 多床室の場合 要支援1 ⇒ 6,100円 要支援2 ⇒ 7,680円

◇ 在宅に近い暮らしをする

特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人	要支援1・2の人
有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。	有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。
<input type="checkbox"/> サービス費用のめやす（1日につき） 要介護1 ⇒ 5,380円 要介護2 ⇒ 6,040円 要介護3 ⇒ 6,740円 要介護4 ⇒ 7,380円 要介護5 ⇒ 8,070円	<input type="checkbox"/> サービス費用のめやす（1日につき） 要支援1 ⇒ 1,820円 要支援2 ⇒ 3,110円

◇ 福祉用具を利用するサービス

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りられます。

対象の福祉用具

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① 車いす | ⑩ 歩行補助つえ |
| ② 車いす付属品（電動補助装置など） | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ③ 特殊寝台 | ⑫ 移動用リフト（つり具を除く） |
| ④ 特殊寝台付属品（サイドレールなど） | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑤ 床ずれ防止器具 | |
| ⑥ 体位変換器 | |
| ⑦ 手すり（工事をとみなわないもの） | |
| ⑧ スロープ（工事をとみなわないもの） | |
| ⑨ 歩行器 | |



※①～⑥、⑪、⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
※⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

○利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額が適用されます。用具の種類や事業者により金額は異なりますが、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売) 福祉用具購入費の支給

申請が必要です

都道府県等の指定を受けた事業者から福祉用具を購入したときに、購入費が支給されます。

対象の福祉用具

- ① 腰掛便座
- ② 入浴補助用具
- ③ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具
- ⑥ 排泄予測支援機器



※都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。
※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

○利用者負担について

いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同一年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に、利用者負担の割合分(1割、2割、または3割)を除いた金額が支給されます。

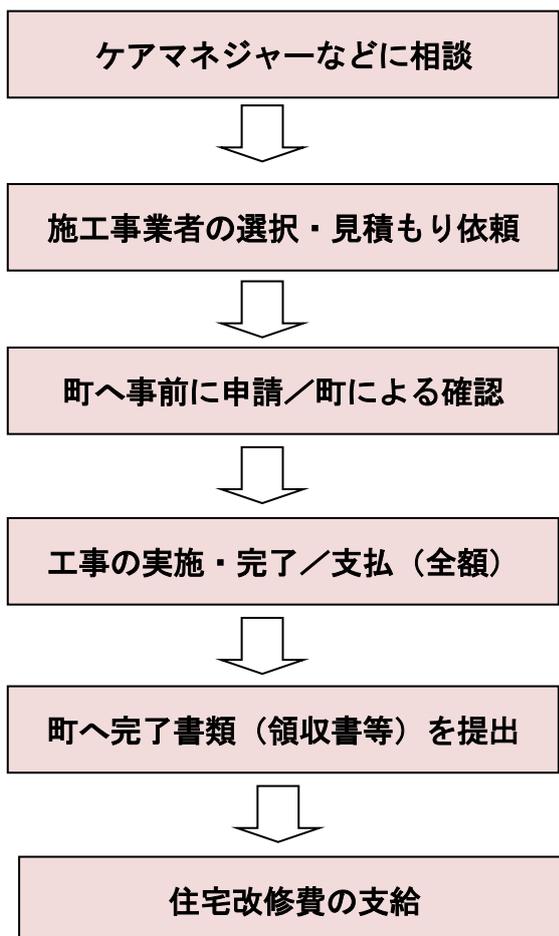
◇ 住宅環境を整備するサービス

必ず事前の申請が必要です！

住宅改修費支給

要介護1～5の人	要支援1・2の人
手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。	
介護保険でできる住宅改修の例 <ul style="list-style-type: none"> ○ 手すりの取り付け ○ 段差の解消 ○ 滑りにくい床材に変更 ○ 引き戸などへの扉の取り替え ○ 和式便器を洋式便器などに取り替え ○ 上記の工事にともなって必要となる工事 	
	

利用手続きの流れ



申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅の所有者の承諾書
- 工事費見積書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し各費用が適切に区分してあるもの
- 住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーに依頼します)
- 現況と改修予定の図面又は簡単な見取り図
- 改修前の日付け入りの写真

完了後に提出する書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
- 改修後の日付け入りの写真

※20万円を超える大規模な工事は人生いきいき住宅改修助成事業の対象となる場合があります。
対象工事限度額：100万円、補助率：1/3以上 詳しくはケアマネジャーや高年介護課へお問い合わせください。

地域密着型サービス

◇ 住み慣れた地域で利用するサービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として、住んでいる市町のサービスのみ利用できます。

以下は、佐用町内に事業所があるサービスを掲載しています。



小規模多機能型居宅介護 (サービス費+特別地域訪問加算 +15%が必要)

要介護1～5の人	要支援1・2の人
通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。	
□サービス費用のめやす (月単位の定額)	□サービス費用のめやす (月単位の定額)
要介護1 ⇒ 104,230円	要支援1 ⇒ 34,380円
要介護2 ⇒ 153,180円	要支援2 ⇒ 69,480円
要介護3 ⇒ 222,830円	
要介護4 ⇒ 245,930円	
要介護5 ⇒ 271,170円	

※ 町内には、要支援1・2のかたが利用できない事業所があります。

※ 同一の建物に居住するかたが利用する場合の費用は別です。

看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)

(サービス費+特別地域訪問加算 +15%が必要)

要介護1～5の人	
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護を行います。	
□サービス費用のめやす (月単位の定額)	
要介護1 ⇒ 124,380円	要介護4 ⇒ 277,470円
要介護2 ⇒ 174,030円	要介護5 ⇒ 313,860円
要介護3 ⇒ 244,640円	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (サービス費+特別地域訪問加算 +15%が必要)

要介護1～5の人		
日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時対応で入浴、排せつ、食事など日常生活上の世話が受けられます。		
□ サービス費用のめやす		
連携型 (訪問看護なし)		
要介護1 ⇒ 56,970円	要介護3 ⇒ 168,830円	要介護5 ⇒ 258,290円
要介護2 ⇒ 101,680円	要介護4 ⇒ 213,570円	

地域密着型通所介護

要介護1～5の人					
高齢者が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。					
□ サービス費用のめやす					
7時間以上8時間未満					
要介護1 ⇒	7,500円	要介護3 ⇒	10,280円	要介護5 ⇒	13,080円
要介護2 ⇒	8,870円	要介護4 ⇒	11,680円		

認知症対応型通所介護

要介護1～5の人					
通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。					
□ サービス費用のめやす					
特別養護老人ホーム併設型：7時間以上8時間未満					
要介護1 ⇒	8,920円	要介護3 ⇒	10,840円	要介護5 ⇒	12,760円
要介護2 ⇒	9,870円	要介護4 ⇒	11,810円		

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護1～5の人			
認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などのサービスが受けられます。			
□ サービス費用のめやす			
要介護1 ⇒	7,520円	要介護4 ⇒	8,270円
要介護2 ⇒	7,870円	要介護5 ⇒	8,440円
要介護3 ⇒	8,110円		

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護1～5の人（原則として要介護3以上）			
定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。			
□ サービス費用のめやす（1日）（ユニット型）			
要介護1 ⇒	6,610円	要介護4 ⇒	8,740円
要介護2 ⇒	7,300円	要介護5 ⇒	9,420円
要介護3 ⇒	8,030円		

施設サービス

◇ 施設に入所して利用するサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）



要介護3以上（やむを得ない事情により要介護1・2でも可能）			
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活支援や介護が受けられます。			
□ サービス費用のめやす（1日）			
多床室の場合			
要介護1 ⇒	5,730円	要介護3 ⇒	7,120円
要介護2 ⇒	6,410円	要介護4 ⇒	7,800円
要介護5 ⇒ 8,470円			
ユニット型の場合			
要介護1 ⇒	6,520円	要介護3 ⇒	7,930円
要介護2 ⇒	7,200円	要介護4 ⇒	8,620円
要介護5 ⇒ 9,290円			

※多床室……ユニットを構成しない相部屋

※ユニット型個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室

介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護1～5			
状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。			
□ サービス費用のめやす（1日）			
多床室の場合			
要介護1 ⇒	7,880円	要介護3 ⇒	8,980円
要介護2 ⇒	8,360円	要介護4 ⇒	9,490円
要介護5 ⇒ 10,030円			

介護医療院

要介護1～5			
日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療機能と生活施設としての機能が受けられます。			
□ サービス費用のめやす（1日）			
多床室の場合 I型 サービス費(Ⅱ)			
要介護1 ⇒	8,130円	要介護3 ⇒	11,540円
要介護2 ⇒	9,210円	要介護4 ⇒	12,520円
要介護5 ⇒ 13,420円			
多床室の場合 II型 サービス費(Ⅱ)			
要介護1 ⇒	7,630円	要介護3 ⇒	10,650円
要介護2 ⇒	8,590円	要介護4 ⇒	11,540円
要介護5 ⇒ 12,330円			

総合事業

◇ 訪問を受けて利用するサービス (サービス費＋特別地域訪問加算 15%が必要)

訪問型サービス (ホームヘルプサービス)

要支援1・2、事業対象者の人
利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーに訪問してもらい支援を受けます
□ サービス費用のめやす (月単位の定額)
週1回程度の利用 ⇒ 1か月 11,760円
週2回程度の利用 ⇒ 1か月 23,490円
週2回程度を超える利用(要支援2のみ) ⇒ 1か月 37,270円
※ 身体介護・生活援助の区別はありません。乗車・降車等介助は利用できません

◇ 施設に通って受けるサービス

通所型サービス (デイサービス)

要支援1・2、事業対象者の人	
通所介護施設で食事、入浴などのサービスや、生活行為向上のための支援のほか、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。	
□ サービス費用のめやす (月単位の定額)	
【共通的サービス】※送迎、入浴を含む	【選択的サービス】
要支援1 ⇒ 1か月 16,720円	運動器機能向上 ⇒ 1か月 2,250円
要支援2 ⇒ 1か月 34,280円	栄養改善 ⇒ 1か月 2,000円
	口腔機能向上 ⇒ 1か月 1,600円
	生活機能向上グループ活動 ⇒ 1か月 1,000円



■介護サービス苦情相談窓口

サービス事業者から受けた指定介護サービスの内容や質に関する苦情を受け付け、サービス事業者に対して調査や指導・助言を行います。(町でも受け付けています。)

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号(センタープラザ内)

電話番号(直通): 078-332-5617 / FAX 078-332-5650

受付時間: 9時00分～17時15分(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)



総合事業

◇ 地域で支えあうサービス

その他の生活支援サービス（まごころサービス）

要支援1・2、事業対象者の人
新たなサービスとして、利用者の自立した生活を支援するため、元気な高齢者等がご自宅を訪問し、利用者と一緒に簡単な掃除・家具の移動・農作業・ペットの世話などの家事援助を行う「まごころサービス」を開催しています。
<input type="checkbox"/> サービス費用のめやす 1回の利用 ⇒ 500円/時間

◇ 一般介護予防事業

65歳以上の人
高齢者の方が自主的に生活機能の維持・向上のために、介護予防活動に取り組めるよう支援します。
<input type="checkbox"/> 頭と体の健康教室 65歳以上の人を対象に、脳トレといきいき百歳体操を組み合わせ、心身ともに健康になるための教室を開催しています。 ※ 参加費は無料です。テキスト代は利用者の負担となります。
<input type="checkbox"/> いきいき百歳体操 高齢者の方が適切な運動を行うことによって生活習慣の改善や介護予防の意識づけを行うとともに、高齢者がふれあい・支え合う場（通いの場）となるように「いきいき百歳体操」を推進しています。

【令和5年4月1日現在】

《町内の主なサービス事業所の紹介》

居宅介護支援／介護予防支援

◇ 居宅介護支援

要介護1から要介護5の人の介護サービス計画（ケアプラン）を作成するケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している機関です。

事業所名	所在地	電話番号	開始日	ケアマネ人数
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321	H12.2.1	6人
佐用中央病院	佐用 3529-3	82-0322	H12.4.1	4人
朝陽ヶ丘荘居宅介護支援事業所	平福 138-1	83-2008	H13.10.1	2人
祐あいホーム上月居宅介護支援事業所	福吉 705	87-0012	H9.6.1	2人
岡本医院	家内 42	88-1041	H12.4.1	2人
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター-佐用	平福 138-8	83-2946	H17.10.3	6人
居宅介護支援事業所 いこいの家	上三河 105-2	77-8421	H23.7.1	2人
居宅介護支援事業所 ほほえみ	米田 410-3	78-8880	H25.10.3	1人
サンホームみかづき居宅介護支援ステーション	志文 515-1	79-3315	H12.4.1	3人
はなみずき	安川 401	78-8003	R1.10.1	1人

◇ 介護予防支援

要支援1及び要支援2、事業対象者の人の介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントを作成する機関です。

事業所名	所在地	電話番号	開始日	職員数
佐用町地域包括支援センター	佐用 2611-1	82-2079	H18.4.1	6人

居宅サービス

居宅へ訪問をしたり、事業所へ通ってもらって介護サービスを提供する機関です。

◇ 訪問介護・総合事業訪問型サービス（ホームヘルプサービス） ※ 登録ヘルパー含む

事業所名	所在地	電話番号	開始日	ヘルパー人数
共立ヘルプステーション	佐用 1111	82-0380	H27.5.1	19人
J A兵庫西佐用介護センター	円応寺 450	82-3533	H14.4.1	6人
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター	東徳久 1946	78-8955	H15.10.3	18人
サンホームみかづき訪問介護事業所	志文 515	79-3145	H26.8.1	10人

◇ 訪問看護・介護予防訪問看護

事業所名	所在地	電話番号	開始日	職員数
共立訪問看護ステーション	佐用 1132-1-1	82-2364	R3.5.1	人
佐用訪問看護ステーション	佐用 3529-3	82-2111	H7.4.1	4人
岡本医院	家内 42	88-0605	H12.4.1	1人
看護小規模多機能型ほほえみ	米田 103	78-8088	R3.4.1	5人
尾崎病院	上三河 141-4	77-0221	H12.4.1	1人

◇ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業所名	所在地	電話番号	開始日	職員数
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター	東徳久 1946	78-8955	H17.10.3	11人

◇ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業所名	所在地	電話番号	開始日	職員数
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321	H12.2.1	5人
尾崎病院	上三河 141-4	77-0221	H23.4.1	2人

◇ 通所介護・総合事業通所型サービス（デイサービス）※は地域密着型

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
ともいきの郷	佐用 3544-1	81-3965	H25.5.16	25人
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター-佐用	平福 138-8	83-2947	H17.10.3	25人
祐あいホーム上月※	福吉 705	87-0012	H14.8.1	18人
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター-上月※	久崎 283-2	88-0001	R5.4.1	15人
古民家デイひだまり※	西下野 777	77-0382	H23.11.1	18人
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター	東徳久 1946	78-1717	H17.10.3	23人
サンホームみかづきデイサービスセンター	志文 515	79-3145	H6.4.8	35人
サンホームみかづきデイサービスセンター-けんこうの里※	志文 515-1	79-3315	H25.4.1	15人

◇ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321	H21.4.1	15人
きねん介護医療院 リハクラブふたば	佐用 1132-25	82-2838	R1.7.1	20人
佐用リハビリステーション	佐用 3529-3	82-0303	H20.4.1	20人
岡本医院	家内 42	88-1041	H10.9.7	20人
岡尾医院	米田 410-2	78-0095	H24.4.1	10人
尾崎病院	上三河 141-4	77-0221	H23.8.1	12人
老人保健施設 ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001	H12.4.1	8人

◇ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（医師）

事業所名	所在地	電話番号
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321
佐用中央病院	佐用 3529-3	82-2154
岡本医院	家内 42	88-0605
尾崎病院	上三河 141-4	77-0221
岡尾医院	米田 410-2	78-0095

◇ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業所名	所在地	電話番号
佐用自動車株式会社	佐用 232-1	82-3737

◇ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

事業所名	所在地	電話番号
佐用自動車株式会社	佐用 232-1	82-3737

◇ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホーム）

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
朝陽ヶ丘荘短期入所生活介護事業所	平福 138-1	83-2008	H12.4.1	10人
特別養護老人ホーム 祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011	H18.4.1	12人
特別養護老人ホーム はなみずき	安川 401	78-8003	H18.8.1	10人
サンホームみかづき短期入所センター	志文 515	79-3145	H12.4.1	10人

◇ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
老人保健施設 浩陽園	佐用 3529-3	82-0321	H2.5.1	1人
老人保健施設 ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001	H12.4.1	4人

施設サービス

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所して サービスを提供する機関です。対象は要介護1～5の人です。

◇ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
特別養護老人ホーム 朝陽ヶ丘荘	平福 138-1	83-2008	S48.8.1	100人
特別養護老人ホーム 祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011	H9.6.1	56人
特別養護老人ホーム はなみずき	安川 401	78-8003	H18.7.23	40人
特別養護老人ホーム サンホームみかづき	志文 515	79-3145	H6.4.8	60人

（※ 原則要介護3～5の人）

◇ 介護老人保健施設

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
老人保健施設 浩陽園	佐用 3529-3	82-0321	H2.5.1	52人
老人保健施設 ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001	H12.4.1	84人

◇ 介護医療院

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
介護医療院 きねん介護医療院	佐用 1132-25	82-2323	H31.2.1	50人

地域密着型サービス

佐用町指定による身近な日常生活圏域でのサービスを提供する機関です。

◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名	所在地	電話番号	開始日
ラウンドケアサービスあさひ	平福 138-1	83-2008	H30.10.1

（※ 要介護1～5の人）

◇ 地域密着型通所介護（再掲）

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011	H14.8.1	18人
古民家デイひだまり	西下野 777	77-0382	H23.11.1	18人
サンホームみかづきデイサービスセンターけんこうの里	志文 515-1	79-3315	H25.4.1	10人
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター上月	久崎 283-2	88-0001	R5.4.1	15人

◇ 認知症対応型通所介護

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
朝陽ヶ丘荘認知症対応型通所介護事業所	平福 138-1	83-2008	H18.7.1	12人

(※ 要介護 1~5の人)

◇ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
サンホームみかづきグループホーム	志文 515	79-3145	H20.3.1	18人

(※ 要介護 1~5の人)

◇ 介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所名	所在地	電話番号	開始日	利用定員
特別養護老人ホーム 祐あいホーム上月 (ユニット型部分のみ)	福吉 721	87-0011	H26.4.1	17人

(※ 原則要介護 3~5の人)

◇ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所名	所在地	電話番号	開始日	登録	通所	宿泊
小規模多機能型居宅介護事業所 やすらぎの家さよう	佐用 2838-2	82-3688	H20.2.1	29人	18人	9人
小規模多機能ホーム きずな	上月 571-1	86-8010	H26.4.1	29人	18人	9人
小規模多機能型居宅介護事業所 ほほえみ	米田 410-3	78-8877	H20.10.1	29人	18人	9人
サンホームみかづき 小規模多機能志文の里 (注1)	志文 515	79-3145	H20.4.1	29人	18人	9人

(注1…要介護 1~5の人)

◇ 看護小規模多機能型居宅介護

事業所名	所在地	電話番号	開始日	登録	通所	宿泊
看護小規模多機能型 ほほえみ	米田 103	78-8088	R3.4.1	20人	12人	6人

(要介護 1~5の人)

サービス付き高齢者向け住宅

事業所名	所在地	電話番号	開始日	部屋数
ヒルハウスひとは 【医療法人社団一葉会】	佐用 1122	81-2377	H27.5.1	30戸
きずな 【有限会社 海風】	上月 571-1	86-8010	H26.4.1	10戸
サンホームみかづき八重の里 【(社福)博愛福祉会】	志文 515	79-3145	H26.8.1	28戸
リバーサイドなかやす 【医療法人社団一葉会】	米田 110	78-8343	H29.10.1	30戸

養護老人ホーム

事業所名	所在地	電話番号	開始日	部屋数	利用定員
佐用朝霧園	林崎 662-8	78-8050	R2.9.1 移転新築	50戸	50人

《高齢者の総合相談窓口》

<p>佐用町地域包括支援センター (佐用町役場 第一庁舎 西館1階 高年介護課内)</p>	<p>電話：82-2079</p>
<p>地域包括支援センター・ランチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐用町社会福祉協議会 本所 ・祐あいホーム上月 ・ハイムゾンネ ・はなみずき ・サンホームみかづき 	<p>電話：78-0830</p> <p>電話：87-0011</p> <p>電話：78-0001</p> <p>電話：78-8003</p> <p>電話：79-3145</p>